

# 加津佐ブロック小学校統合実施計画



加津佐東小学校



野田小学校



津波見小学校



山口小学校

平成25年2月

南島原市教育委員会

## はじめに

南島原市教育委員会では、「南島原市立小学校適正規模・適正配置事業基本方針（平成 22 年 9 月策定）」を柱に、学校、保護者及び地域の意見・要望等を総合的に勘案し、本市の小学校適正規模・適正配置化の第一段階となる平成 29 年度までの“小学校統合及び分校の本校併合”の実行方針を示した『南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画（以下「実行計画」という。）』を平成 24 年 8 月に策定した。

実行計画では、口之津ブロックと北有馬ブロックを除く 6 ブロック（加津佐・南有馬・西有家・有家・布津・深江）の小学校につき、各ブロックにおける“小学校統合及び分校の本校併合”の具体的な進め方を示しており、加津佐ブロックの実行方針は、『加津佐東小学校に津波見小学校と山口小学校を平成 26 年度に統合することとし、野田小学校については、平成 29 年度までは統合を行わず、その後の児童数の変動や教育ニーズの変化等により統合の時期を決定するものとする。』としている。

この『加津佐ブロック小学校統合実施計画（以下「実施計画」という。）』は、実行計画の実行方針に則り、加津佐ブロックの小学校統合を学校、保護者及び地域と協働して進めていくため、小学校統合の具体的な実施方法や準備活動をまとめたものである。

今後は、この実施計画に示したさまざまな活動や取組を計画的に推し進め、関係者の理解と協力を得ながら、計画の目標達成を図る。

平成 25 年 2 月 15 日  
南島原市教育委員会

## 目 次

	(頁)
第1 小学校の現状と今後の推移	3
1 加津佐ブロック小学校の現状	3
(1) 小学校の位置	3
(2) 児童数と学級編制	3
(3) 教職員の配置状況	4
2 児童数、学級数及び教職員数の推移	4
(1) 児童数の推移	4
(2) 学級数の推移	5
(3) 教職員数の推移	6
第2 小学校統合の実施方針	7
1 加津佐ブロック小学校統合の実施方針	7
(1) 実施方針	7
(2) 統合の流れ	7
(3) 計画の数値目標	7
2 小学校統合後の教育体制	7
(1) 統合後の児童数と学級編制	7
(2) 教職員の配置数	7
第3 小学校統合の進め方	8
1 小学校統合のスケジュール	8
(1) 統合の基本スケジュール	8
(2) 学校、保護者等との協議	8
2 準備組織の設置	9
(1) 統合準備委員会の設置	9
(2) 統合準備委員会の活動スケジュール	10
(3) 閉校準備協議会の設置	10
3 小学校統合の基本事項（諸課題の取扱）	11
(1) 統合における学校名等	11
(2) 拠点校の施設整備	11
(3) 通学手段の整備	11
(4) 事前交流事業の実施	11
(5) 学校活動・伝統行事等の継承	11
(6) 教職員の配置	12
(7) 廃校跡地の利活用	12
(8) 開校式の開催	12
4 小学校統合に係る事務処理等	12
(1) 統合の手続	12
(2) 例規等の整備	12
(3) 統合に要する経費	12

## 第1 小学校の現状と今後の推移

### 1 加津佐ブロック小学校の現状

#### (1) 小学校の位置

加津佐ブロックの小学校は、加津佐東小学校、野田小学校、津波見小学校及び山口小学校の4校であり、それぞれの小学校の位置は、表1のとおりである。

また、距離的な位置関係では、加津佐東小学校から野田小学校までが道のりにして約2.1キロメートル、加津佐東小学校から津波見小学校までが約5.6キロメートル、加津佐東小学校から山口小学校までが約2.8キロメートルである。



表1) 小学校の位置

名 称	位 置
加津佐東小学校	南島原市加津佐町己 3325 番地
野 田 小 学 校	南島原市加津佐町乙 1172 番地
津波見小学校	南島原市加津佐町甲 3761 番地
山 口 小 学 校	南島原市加津佐町戊 1208 番地

#### (2) 児童数と学級編制

加津佐ブロック小学校の学校別・学年別の児童数は表2のとおりとなっており、平成24年度において、全校で295人の児童が学んでいる。

また、各小学校の学級編制（普通学級）は表3のとおりであるが、津波見小学校と山口小学校は完全複式学級を有する極小規模校となっている。

表2) 学校別・学年別の児童数(平成24年度)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
加津佐東小学校	25人	34人	26人	31人	30人	39人	185人
野 田 小 学 校	10人	12人	15人	13人	19人	14人	83人
津波見小学校	2人	4人	2人	1人	4人	2人	15人
山 口 小 学 校	4人	1人	2人	1人	2人	2人	12人
計	41人	51人	45人	46人	55人	57人	295人

表3) 学級編制(平成24年度)

(単位：学級)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
加津佐東小学校	1	1	1	1	1	2	7学級
野 田 小 学 校	1	1	1	1	1	1	6学級
津波見小学校	[1]		[1]		[1]		3学級
山 口 小 学 校	[1]		[1]		[1]		3学級
計	(3.0)	(3.0)	(3.0)	(3.0)	(3.0)	(4.0)	19学級

注) 表内の括弧 [] 書きは“複式学級”である。

#### 《用語の解説：複式学級》

複式学級とは、学年ごとにクラスを編成するのではなく、複数学年で1クラスにする学級編制のこと。学校規模が小さく少人数学級の場合に多く行われる。

(3) 教職員の配置状況

平成 24 年度における県費負担の教職員の配置状況は、表 4 のとおりとなっている。

表 4) 県費負担の教職員数(平成 24 年度)

	校長	教頭	教諭等	養護	事務	栄養	計
加津佐東小学校	1人	1人	10人	1人	1人	1人	15人
野田小学校	1人	1人	7人	1人	1人		11人
津波見小学校	1人	1人	3人	1人			6人
山口小学校	1人	1人	3人	1人			6人
計	4人	4人	23人	4人	2人	1人	38人

2 児童数、学級数及び教職員数の推移

(1) 児童数の推移

加津佐ブロック小学校の児童数の推移は表 5 に示すとおりであり、平成 20 年度の全児童数は“368 人”であったが、平成 24 年度では“295 人”となり、これまでに 73 人の減少(19.8%減)となっている。

また、平成 29 年度の児童数は“214 人”となり、今後の 5 年間で 81 人の減少(27.5%減)が見込まれる。

表 5) 児童数の推移 (単位：人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
加津佐東小学校	227	216	193	188	185	177	165	157	145	124
野田小学校	101	100	89	85	83	81	79	81	78	75
津波見小学校	16	17	15	18	15	14	10	9	8	4
山口小学校	24	19	14	12	12	11	10	10	9	11
計	368	352	311	303	295	283	264	257	240	214

注) H25 以降の児童数は、加津佐町在住の就学前児童数をそれぞれ単純加算している。

表 5-①児童数の推移(全体・グラフ) (単位：人)

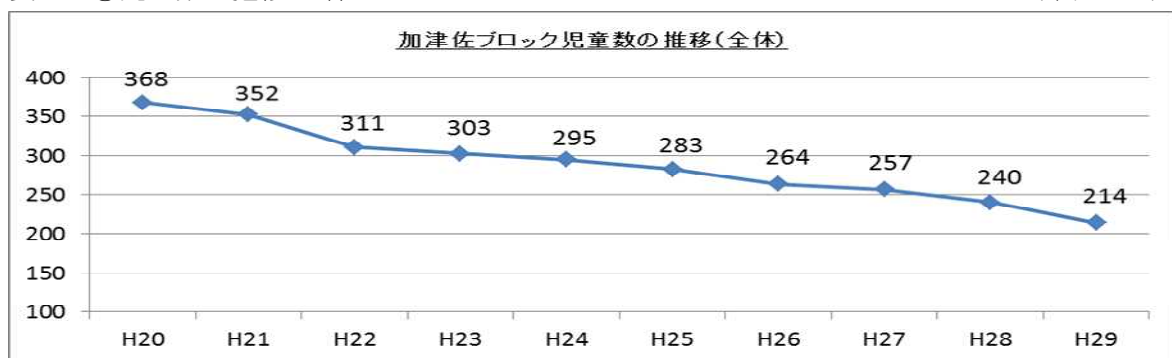
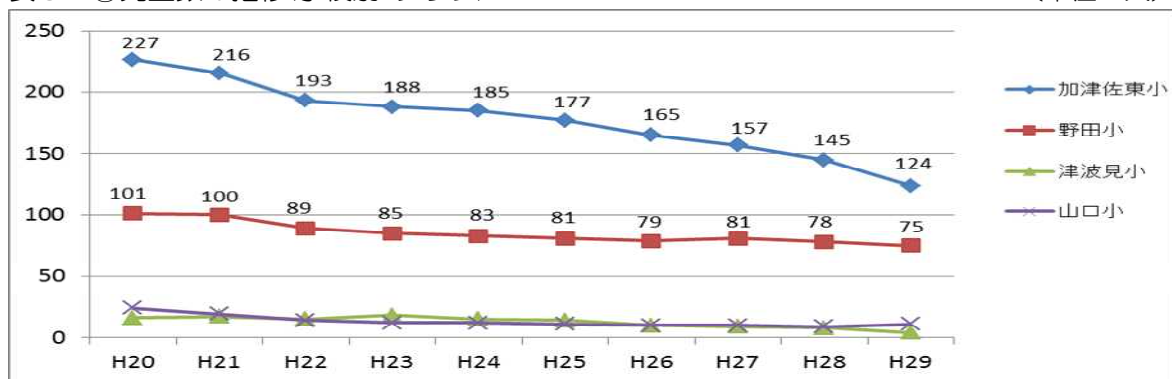


表 5-②児童数の推移(学校別・グラフ) (単位：人)



注) 津波見小学校と山口小学校については、児童数の表示を省略している。

(2) 学級数の推移

加津佐ブロック小学校の学級数（普通学級）の推移は表6のとおりであり、平成20年度は4校で“22学級”であったが、これまでの児童数の減少により、平成24年度においては“19学級”になっている。

また、津波見小学校と山口小学校については、平成20年度において既に完全複式学級を有しており、今後小学校統合を行わなかった場合、その状況は更に深刻になる。

なお、表7では、学校別にそれらの詳細を示している。

表6) 学級数(普通学級)の推移

(単位：学級)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
加津佐東小学校	10	9	7	7	7	7	6	6	6	6
野田小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
津波見小学校	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
山口小学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
計	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(5)	(5)	(5)	(4)
	22	21	19	19	19	19	18	17	17	17

注) 上段の括弧 ( ) 書きは“複式学級数(内数)”である。

表7) 学年別児童数と学級編制の推移

表7-①加津佐東小学校

(単位：人・学級)

年 度	学 年 別 児 童 数							学 級 編 制 (普通学級)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H20	29	39	30	45	44	40	227	1	2	1	2	2	2	10
H21	31	29	39	29	45	43	216	2	1	1	1	2	2	9
H22	26	31	26	38	28	44	193	1	1	1	1	1	2	7
H23	34	27	31	27	39	30	188	2	1	1	1	1	1	7
H24	25	34	26	31	30	39	185	1	1	1	1	1	2	7
H25	31	25	34	26	31	30	177	2	1	1	1	1	1	7
H26	18	31	25	34	26	31	165	1	1	1	1	1	1	6
H27	23	18	31	25	34	26	157	1	1	1	1	1	1	6
H28	14	23	18	31	25	34	145	1	1	1	1	1	1	6
H29	13	14	23	18	31	25	124	1	1	1	1	1	1	6

表7-②野田小学校

(単位：人・学級)

年 度	学 年 別 児 童 数							学 級 編 制 (普通学級)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H20	20	14	15	18	21	13	101	1	1	1	1	1	1	6
H21	12	20	14	15	18	21	100	1	1	1	1	1	1	6
H22	13	11	19	14	15	17	89	1	1	1	1	1	1	6
H23	12	14	11	19	14	15	85	1	1	1	1	1	1	6
H24	10	12	15	13	19	14	83	1	1	1	1	1	1	6
H25	12	10	12	15	13	19	81	1	1	1	1	1	1	6
H26	17	12	10	12	15	13	79	1	1	1	1	1	1	6
H27	15	17	12	10	12	15	81	1	1	1	1	1	1	6
H28	12	15	17	12	10	12	78	1	1	1	1	1	1	6
H29	9	12	15	17	12	10	75	1	1	1	1	1	1	6

表7-③津波見小学校

(単位：人・学級)

年 度	学 年 別 児 童 数							学 級 編 制 (普通学級)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H20	4	3	3	2	3	1	16	[1]		[1]		[1]		3
H21	2	4	3	3	2	3	17	[1]		[1]		[1]		3
H22	2	2	4	3	3	1	15	[1]		[1]		[1]		3
H23	4	2	2	4	3	3	18	[1]		[1]		[1]		3
H24	2	4	2	1	4	2	15	[1]		[1]		[1]		3
H25	1	2	4	2	1	4	14	[1]		[1]		[1]		3
H26		1	2	4	2	1	10		1	[1]		[1]		3
H27			1	2	4	2	9			[1]		[1]		2
H28	1			1	2	4	8		[1]			[1]		2
H29		1			1	2	4		1			[1]		2

注) 表内の括弧 [] 書きは“複式学級”である。

表7-④山口小学校

(単位：人・学級)

年 度	学 年 別 児 童 数							学 級 編 制 (普通学級)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H20	2	3	5	3	8	3	24	[1]		[1]		[1]		3
H21	1	2	2	4	3	7	19	[1]		[1]		[1]		3
H22	2	1	2	2	4	3	14	[1]		[1]		[1]		3
H23	1	2	1	2	2	4	12	[1]		[1]		[1]		3
H24	4	1	2	1	2	2	12	[1]		[1]		[1]		3
H25	1	4	1	2	1	2	11	[1]		[1]		[1]		3
H26	1	1	4	1	2	1	10	[1]		[1]		[1]		3
H27	1	1	1	4	1	2	10	[1]		[1]		[1]		3
H28	1	1	1	1	4	1	9	[1]		[1]		[1]		3
H29	3	1	1	1	1	4	11	[1]		[1]		[1]		3

注) 表内の括弧 [] 書きは“複式学級”である。

## (3) 教職員数の推移

加津佐ブロック小学校の平成20年度から24年度までの教職員数の推移(配置状況)は、表8のとおりとなっている。

なお、ここで示す“教職員”とは、校長、教頭、教諭等、養護、事務及び栄養の県費負担教職員である。

表8) 教職員数の推移(配置状況)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加津佐東小学校	16人	16人	14人	15人	15人
野田小学校	11人	11人	11人	11人	11人
津波見小学校	6人	6人	6人	6人	6人
山口小学校	6人	6人	6人	6人	6人
計	39人	39人	37人	38人	38人

## 第2 小学校統合の実施方針

### 1 加津佐ブロック小学校統合の実施方針

#### (1) 実施方針

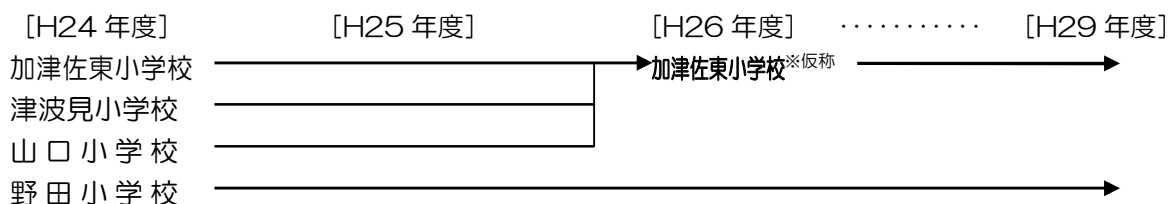
平成24年8月に策定した実行計画の実行方針に基づき、加津佐ブロックにおける小学校統合の実施方針（以下「実施方針」という。）を次のとおり定める。

加津佐東小学校を拠点校とし、加津佐東小学校、津波見小学校及び山口小学校の3校を平成26年度に統合する。

野田小学校については、平成29年度までは統合を行わず、その後の児童数の変動や教育ニーズの変化等により統合の時期を決定する。

#### (2) 統合の流れ

実施方針に基づく加津佐ブロックの小学校統合の流れを以下に示す。



#### (3) 計画の数値目標

実施計画の“数値目標”を次のとおり定め、加津佐ブロック小学校の教育体制の再構築を図る。

##### ○数値目標

指 標 名	平成24年4月1日現在	平成26年4月1日時点
小 学 校 の 数	4 校	2 校
学級数(普通学級)	19 学級	12 学級
複 式 学 級 数	6 学級	0 学級

## 2 小学校統合後の教育体制

### (1) 統合後の児童数と学級編制

加津佐ブロックの小学校統合（3校統合）後の児童数と学級編制は、以下のようになる。

#### ○統合後の児童数と学級編制 [H26.4.1 時点] (単位：人・学級)

児 童 数							学 級 編 制 (普通学級)						
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
19	33	31	39	30	33	185	1	1	1	1	1	1	6

### (2) 教職員の配置数

小学校統合（3校統合）後の教職員の配置数は、概ね以下のようになる。

#### ○3校統合後の教職員の配置数 [H26.4.1 時点]

校 長	教 頭	教諭等	養 護	事 務	計
1人	1人	9人	1人	1人	13人



### 第3 小学校統合の進め方

#### 1 小学校統合のスケジュール

##### (1) 統合の基本スケジュール

加津佐ブロック小学校統合のための基本スケジュールを以下のとおり定め、学校、保護者及び地域と協働して、加津佐東小学校、津波見小学校及び山口小学校の3校統合を果たす。

年	月	主な活動や取組など
H25	2	“加津佐ブロック小学校統合実施計画”の策定 “実施計画”の学校・保護者(PTA)等への説明と意見交換
	3	統合準備組織設置のための関係者協議（委員選考に関する協議など） 小学校統合準備委員会※別途解説委員の選出（学校、保護者、校区住民、有識者）
	4	「加津佐ブロック小学校統合準備委員会」の設置（委嘱状交付） 第1回統合準備委員会の開催（役員選出、部会の設置、活動スケジュールの協議等）
	5	第1回部会の開催（4部会における調査・研究、課題検討、方策決定など） 閉校準備組織設置のための関係者協議
	6	第2回統合準備委員会の開催（第1回部会の提案議題の協議）
	7	第2回部会の開催（4部会における調査・研究、課題検討、方策決定など） 「小学校閉校準備協議会」の設置（第1回会議）
	8	第3回統合準備委員会の開催（第2回部会の提案議題の協議） ＊補正予算要求（9月議会）＊
	9	第3回部会の開催（4部会における調査・研究、課題検討、方策決定など） 第2回閉校準備協議会の開催
	10	第4回統合準備委員会の開催（第3回部会の提案議題の協議）
	11	第4回部会の開催（4部会における調査・研究、課題検討、方策決定など） 第3回閉校準備協議会の開催 ＊補正予算要求・条例改正（12月議会）＊
12	第5回統合準備委員会(最終)の開催（第4回部会の提案議題の協議）	
H26	1	学校廃止届の提出（長崎県教育庁） 開校式の検討
	2	第4回閉校準備協議会(最終)の開催 閉校記念碑の設置、スクールバス停上屋等の整備
	3	廃校跡地利活用策検討結果報告書の提出 各学校における“閉校記念式典”の開催
	4	＊3校統合＊

注) 統合準備委員会の具体的な活動スケジュール等は、別に示す。

##### (2) 学校、保護者等との協議

実施計画の目的や小学校統合（3校統合）に向けた活動内容等を関係者相互で確認すると共に、相互の役割分担や個々の活動目的を明確にして今後の取組などを整理するため、実施計画の着手に当たっては、学校や保護者（主にPTA役員）等への説明と意見交換を行う。

また、限られた期間で小学校統合を果たすためには統合準備組織を早急に設置する必要があるため、統合準備組織の委員選考に関する協議なども行っていく。

## 2 準備組織の設置

### (1) 統合準備委員会の設置

学校は、教育の場のみならず、地域の象徴として多くの住民に親しまれており、学校及び地域の実情に応じた学校統合を的確に進めていくためには、学校と保護者はもとより、地域住民の事業参画が不可欠である。

また、加津佐ブロックにおける小学校統合（3校統合）の実施に当たっては、地域が抱えるさまざまな課題や問題を解決するための最善の方策を見出していかなければならない。

そのため、今後の小学校統合準備活動の協議の他、統合後の通学体制の整備や記念行事の開催など、さまざまな課題や問題を関係者相互で検討・協議していくため、『加津佐ブロック小学校統合準備委員会（以下「統合準備委員会」という。）』を設置する。

なお、統合準備委員会及び部会の構成と役割は、以下に示すとおりとする。

#### 加津佐ブロック小学校統合準備委員会

\*組 織： 統合準備委員会は、統合に係る学校の委員各 12 人以内をもって組織する。

加津佐東 ①学校職員 小学校 ②保護者 (12人 ③区域住民 以内) ④有識者等	津波見 ①学校職員 小学校 ②保護者 (12人 ③区域住民 以内) ④有識者等	山 口 ①学校職員 小学校 ②保護者 (12人 ③区域住民 以内) ④有識者等
---	--	--

\*委員長等： 統合準備委員会に、委員長及び副委員長若干人を置く。

\*所掌事務： 統合準備委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- 1) 校章、校旗及び校歌に関する事。
- 2) 校則に関する事。
- 3) P T A の組織運営に関する事。
- 4) 教育課程に関する事。
- 5) 通学体制に関する事。
- 6) 設備及び備品に関する事。
- 7) 統合に向けての交流事業に関する事。
- 8) 記念行事等に関する事。
- 9) 廃校跡地利活用策の検討に関する事。
- 10) その他統合準備に必要な事項に関する事。

\*部 会： 部会の構成及び担当事務は、下表のとおりとする。

部会構成	担 当 事 務
総務部会	①校章、校旗及び校歌 ②校則（標準服、体育服等を含む） ③記念行事等 ④統合校への移転計画
地域部会	①PTA の組織運営（組織編成、規約改正、運営計画） ②PTA の交流事業 ③伝統行事等
教育課程部会	①教育課程（教育内容、学校行事） ②児童の事前交流事業
整備部会	①通学体制（通学路、通学の方法、安全対策、スクールバス運行計画等） ②設備及び備品（施設整備、学校備品、教材備品、学校図書）

注）統合準備委員会の委員は、いずれかの部会に必ず配置される。

\*庶 務： 統合準備委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

## (2) 統合準備委員会の活動スケジュール

小学校統合の基本スケジュール（P8）に示すように、限られた期間で加津佐ブロックの小学校統合を果たすためには、統合準備委員会の計画的かつ効率的な運営が重要となる。

特に、各部会に課せられた担当事務は、統合後の教育環境やPTA活動等を左右するものであり、全ての担当事務を適正・的確に処理していかなければならない。

そのため、統合準備委員会及び部会の活動スケジュールを以下のとおり定め、学校や保護者等との連絡調整を密にしながら、全ての所掌事務を遅滞無く処理していく。

年	月	主な活動	活動内容等	
H25	4	統合準備委員会設置及び第1回統合準備委員会	委嘱状の交付 ①委員長、副委員長の選出 ②部会の設置（部会員の配置、部会長・副部会長の選出） ③活動スケジュールの協議等	
	5	第1回部会（4部会）	総務	①校章、校旗及び校歌 ②記念行事等(閉校準備関係)
			地域	PTAの組織運営（初回協議）
			教育	教育課程（初回協議）
			整備	通学体制（初回協議）
	6	第2回統合準備委員会	第1回部会における4部会からの提案議題の協議・決定 閉校準備協議会の設置協議	
	7	第2回部会（4部会）	総務	統合校への移転計画
			地域	PTAの組織運営（組織編成、規約改正、運営計画）
			教育	児童の事前交流事業
			整備	通学体制（通学路、通学の方法、安全対策等）
	8	第3回統合準備委員会	第2回部会における4部会からの提案議題の協議・決定 廃校跡地利活用策の検討（初回協議）	
	9	第3回部会（4部会）	総務	校則（標準服、体育服等を含む。）
地域			①PTAの交流事業 ②伝統行事等（初回協議）	
教育			教育課程（教育内容、学校行事）	
整備			①通学体制（スクールバス運行計画等） ②設備及び備品	
10	第4回統合準備委員会	第3回部会における4部会からの提案議題の協議・決定 廃校跡地利活用策の検討		
11	第4回部会（4部会）	総務	※持越し案件の協議	
		地域	伝統行事等	
		教育	※持越し案件の協議	
		整備	※持越し案件の協議	
12	第5回統合準備委員会	第4回部会における4部会からの提案議題の協議・決定 廃校跡地利活用策検討結果報告書(案)の審議		
H26	1			
	2			
	3	報告書提出	市長への“廃校跡地利活用策検討結果報告書”の提出	

注) 協議等の進捗次第では、統合準備委員会及び各部会の追加開催が有りえる。

## (3) 閉校準備協議会の設置

学校には、それぞれの学校及び地域で引き継がれてきた伝統と歴史があり、小学校統合で閉校となる学校においては、閉校記念式典の開催など、学校、保護者及び地域関係者相互で閉校の準備を進めていく必要がある。

そのため、閉校となる校区においては、学校単位で「閉校準備協議会」を組織する。

なお、閉校準備協議会の構成や活動内容等の詳細については、統合準備委員会で決定する。

### 3 小学校統合の基本事項（諸課題の取扱）

#### （1）統合における学校名等

加津佐ブロックの小学校統合（3校統合）において学校名を変更した方が良いと判断されるときは、校章、校旗及び校歌等を含め、統合準備委員会の“総務部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において方針等を決定し、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

なお、報告された方針等で重要な案件は教育委員会で審議し、その取扱等を決定する。

#### （2）拠点校の施設整備

実行計画の期間内（平成29年度まで）に行う小学校統合については、新校舎及び体育館等の建設は想定していない。

そのため、加津佐ブロックの小学校統合においては、実施計画の実施方針に従い、加津佐東小学校（拠点校）の校舎を活用することとし、必要に応じて拠点校の校舎及び体育館等の施設整備を行なう。

なお、施設整備に関しては、統合準備委員会の“整備部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において協議の上、具体的な方針等を決定する。

#### （3）通学手段の整備

加津佐ブロックの小学校統合において、津波見小学校と山口小学校の多くの児童は遠距離通学となることから、通学負担の軽減と登下校時の安全確保を図る必要がある。

そのため、遠距離通学児童の通学手段は、原則としてスクールバスの運行とし、その通学体制（区域設定、運行形態、スクールバス停上屋の設置等）に関しては、統合準備委員会の“整備部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において協議の上、具体的な方針等を決定する。

なお、スクールバスの運行便数については、登校時は1便、下校時は2便の運行を基本とし、放課後社会体育活動後の下校手段については保護者対応とする。

#### （4）事前交流事業の実施

加津佐ブロックの小学校統合においては、拠点校となる加津佐東小学校の児童を含め、全ての児童に小学校統合に関する相互の共通意識を芽生えさせると共に、児童が小学校統合による環境の変化等に対応できるよう、事前の交流事業を実施する。

なお、児童の事前交流事業に関しては、統合準備委員会の“教育課程部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において協議の上、具体的な事業内容等を決定する。

#### （5）学校活動・伝統行事等の継承

加津佐ブロックには、それぞれの学校で培われてきた特色ある活動や、地域で引き継がれてきた伝統行事があり、それらの活動等は、学校教育の一環としてのみならず、郷土文化・芸術の保存の面からも継承していく必要がある。

特に、津波見小学校区においては、江戸時代に津波見名に生まれた“安永安次”をしのび親を大切にすることを受け継ぐことを目的に、毎年「孝子祭」が実施され、この行事には津波見小学校の児童と職員が参加しており、このような活動は、小学校統合後も可能な限り継続する方向で検討・協議していかねばならない。

なお、このように学校や児童が関わる伝統行事等に関しては、統合準備委員会の“地域部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において協議の上、具体的な方針等を決定する。

#### (6) 教職員の配置

小学校統合後における児童の不安や戸惑いなどに対応できるのは教職員であり、統合後の教職員の配置は重要視しなければならない。

教職員の配置は長崎県教育委員会に委ねられるものであるが、市教育委員会においては、教育環境の保持と更なる充実を図るため、統合後の教諭等の配置増(加配措置)はもとより、養護教諭や事務職員等の配置の充実についても県に要望していく。

#### (7) 廃校跡地の利活用

小学校は、地域コミュニティの拠点としても地域住民に親しまれている施設であり、立地条件などによっては地域に限定した用途に供することが望ましい場合もあることから、廃校跡地の利活用に関しては、地域や学校関係者等の要望や意見も聴き取る必要がある。

そのため、廃校跡地の利活用については、市と教育委員会のみならず、統合準備委員会においても今後の利活用策の検討を行い、その結果を「廃校跡地利活用策検討報告書(仮称)」として取りまとめ、これを市に提出することとする。

なお、この報告書は、あくまで地域の意見を集約して市に要望するものである。

#### (8) 開校式の開催

加津佐ブロックの小学校統合(3校統合)における開校式関係については、地域関係者による“開校記念式典”の開催に向けた実行委員会等の立上も想定されることから、実施計画においては開校式に関する具体的な方針等は示さず、統合準備活動の進展を見ながら適当な時期に企画立案するものとする。

### 4 小学校統合に係る事務処理等

#### (1) 統合の手続

加津佐ブロックの小学校統合(3校統合)に当たっては、所定の「学校廃止届」を長崎県教育委員会教育長に提出しなければならない。

この手続については、長崎県教育庁教育環境整備課と早めの時期に協議し、各学校等との調整を図りながら所要の事務処理を適切に行なっていく。

#### (2) 例規等の整備

加津佐ブロックの小学校統合に伴い、次の市例規の改正を平成25年度末までに行なう。

- ① 南島原市立学校設置条例(平成18年条例第71号)
- ② 南島原市社会体育施設条例(平成18年条例第87号)
- ③ 南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例(平成18年条例第90号)
- ④ 南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則(平成18年教育委員会規則第10号)
- ⑤ その他の関連する要綱・要領等

#### (3) 統合に要する経費

加津佐ブロックの小学校統合に要する経費については、統合準備委員会委員報酬等の基本的な予算を除き、統合準備委員会における諸課題の協議結果を踏まえた上で、適当な時期に予算要求(原則として9月と12月補正)するものとする。

メモ